

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	菊陽町

菊陽町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	農政課
所 在 地	熊本県菊池郡菊陽町 大字久保田 2800 番地
電 話 番 号	096-232-4916
F A X 番 号	096-232-5612
メールアドレス	nosei@town.kikuyo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類、スズメ類、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、イノシシ（イノブタ含む）タヌキ、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	熊本県菊池郡菊陽町

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

3 イノシシ（イノブタ含む）は以下「イノシシ」と表記する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス類	野菜（スイートコーン）	0.30ha 80千円
スズメ	麦類	2.81ha 96千円
	豆類	0.20ha 11千円
ニホンジカ	野菜（にんじん）	1.00ha 3,000千円
	いも類	0.50ha 2,000千円
イノシシ	豆類	0.60ha 62千円
	いも類	0.50ha 2,000千円
タヌキ	野菜（スイートコーン）	0.10ha 400千円
カワウ	アユ	不明

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

カラス類	スイートコーンへの食害報告があがっているほか、マルチを破られたり、WCSが破られたりといった被害があがっている。
スズメ	年間を通じて町内全域のほ場に出没しており、麦類への被害が目立った。
ニホンジカ	年間を通じて50件程目撃情報があり、主に白水地区及び原水地区での報告が多い。甘藷及び人参への被害が大半を占める。
イノシシ	ニホンジカと同様、年間を通じて50件程目撃情報があり、主に白水地区及び原水地区での報告が多い。甘藷の被害が大半を占める

タヌキ：津久礼、白水地区でスイートコーンへの被害があった。

カワウ：白川にてアユの食害被害の報告があった。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	軽減率
カラス類被害金額	80千円	60千円	25%
カラス類被害面積	0.30ha	0.23ha	24%
スズメ類被害金額	107千円	80千円	25%
スズメ類被害面積	3.01ha	2.25ha	25%
ニホンジカ被害金額	5,000千円	4,000千円	20%
ニホンジカ被害面積	1.50ha	1.20ha	20%
イノシシ被害金額	2,062千円	1,500千円	27%
イノシシ被害面積	1.10ha	0.80ha	27%
タヌキ被害金額	400千円	300千円	25%
タヌキ被害面積	0.10ha	0.075ha	25%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス類：音による自衛又は駆除隊・認定鳥獣捕獲等事業者への委託契約 スズメ類：音による自衛又は駆除隊・認定鳥獣捕獲等事業者への委託契約 ニホンジカ：駆除隊への委託契約 イノシシ：駆除隊への委託契約 タヌキ：箱わなの貸出による自衛	カラス類・スズメ類・ニホンジカ・イノシシ：菊陽町の狩猟免許所持者の高齢化が進んでいる。 タヌキ：近年農作物の被害が散発しており、箱わなの貸出を行っているが、捕獲実績はなく効果的な対策とはなっていない。
防護柵の設置等に関する取組	農作物被害を防止するため、町単費で侵入防止柵の設置に対する費用を補助している。	近年ニホンジカ、イノシシの出没件数が増加しており、侵入防止柵を設置する件数が増加しているものの、被害も拡大している。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	規格外野菜などの放置を防ぐため えづけ防止のポスター掲示や農家 への口頭注意などを行っている。 また必要に応じて、各鳥獣に有効的 な追払い行為を実施している。	ほ場に規格外野菜の放置が散見さ れており、結果として野生鳥獣の駆 除を阻害している。 また追払いによる被害軽減効果は 薄い。
----------------------------------	---	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町が委託する駆除隊の高齢化・隊員の減少を勘案し、以下のとおり取り組み方針を定める。

- ① より効率的な有害鳥獣駆除の方法の検討を行う。
- ② 広報や回覧、HPを用いて、新規捕獲者の募集の周知を図る
- ③ 有害鳥獣被害防止策のうち、侵入防止柵設置に係る補助の拡充や、農家による自己防衛の方法を周知するための講習会開催など、自己防衛意識の向上を図る
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者の活用を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

菊陽町有害鳥獣駆除隊(狩猟及びワナ免許所持者で構成)や熊本県猟友会大津支部へ捕獲業務を委託。被害報告により被害調査を実施し、捕獲が必要と認められる場合は町からの有害鳥獣捕獲許可を受け捕獲を実施する。また、捕獲業務委託先として認定鳥獣捕獲等事業者の活用を検討する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 7	カラス類 ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン	広報や回覧を用いて新規捕獲者募集の周知を図り、 狩猟免許及びワナ免許の取得を推進するとともに捕 獲機材（箱ワナ等）の整備を進め、捕獲率の向上を 目指す。
R 8	カラス類 ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン	広報や回覧を用いて新規捕獲者募集の周知を図り、 狩猟免許及びワナ免許の取得を推進するとともに捕 獲機材（箱ワナ等）の整備を進め、捕獲率の向上を 目指す。
R 9	カラス類 ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン	広報や回覧を用いて新規捕獲者募集の周知を図り、 狩猟免許及びワナ免許の取得を推進するとともに捕 獲機材（箱ワナ等）の整備を進め、捕獲率の向上を 目指す。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・カラス類（卵含む） （捕獲実績：令和3年度0羽 令和4年度0羽 令和5年度0羽） 農業用資材被害、畜産農家から飼料の食害報告がある。また近年カラス類の捕獲許可発行数が増加している。捕獲計画数を50羽とする。 ・ニホンジカ （捕獲実績：令和3年度8頭 令和4年度10頭 令和5年度21頭）

農作物への被害報告があり、近年目撃情報が増加しているため捕獲隊を組織し捕獲を行う。捕獲計画数を50頭とする。

・イノシシ

(捕獲実績：令和3年度3頭 令和4年度4頭 令和5年度14頭)

農作物への被害報告があるため、ニホンジカ同様捕獲隊を組織し捕獲を行う。捕獲計画数を30頭とする。

・タヌキ

(捕獲実績：令和3年度0匹 令和4年度0匹 令和5年度0匹)

農作物への被害報告があるため、箱罠を設置するなど対策を行う。捕獲計画を5頭とする。

・アライグマ

(捕獲実績：令和3年度1匹 令和4年度0匹 令和5年度0匹)

農作物への被害はないが、被害の発生が見込まれる場合は箱罠を設置するなどの対策を行う。捕獲計画を5頭とする。

・イタチ、テン

(捕獲実績：令和3年度0匹 令和4年度0匹 令和5年度0匹)

農作物への被害はないが、被害の発生が見込まれる場合は箱罠を設置するなどの対策を行う。捕獲計画を各5頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス類(卵含む)	50羽	50羽	50羽
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	5匹	5匹	5匹
アライグマ	5匹	5匹	5匹
イタチ	5匹	5匹	5匹
テン	5匹	5匹	5匹

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

通年での猟銃・箱罠・くくり罠による捕獲業務委託を実施する。農業者等からの目撃情報又は捕獲依頼に基づき、菊陽町有害鳥獣駆除隊又は熊本県猟友会大津支部に対し、鳥獣の捕獲業務への対応を依頼する。捕獲罠は駆除隊の罠猟免状所有の隊員がくくり罠を使用した捕獲を行う。駆除隊から依頼があれば菊陽町が所有している箱罠を貸し出す。捕獲場所は菊陽町全

域とする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
町の大半が特定猟具使用禁止区域に指定されており、ライフルでの捕獲はできないが、区域外に被害がおよぶ際はライフル銃の使用を含めた対策を検討する。また、捕獲業務に従事する者の安全性を確保するため、止刺しに限り、猟銃の使用を許可する。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
菊陽町	ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、アライグマ、イタチ及びテンの侵入防止柵について、町民からの要望に応じ、設置を検討する。	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、アライグマ、イタチ及びテンの侵入防止柵について、町民からの要望に応じ、設置を検討する。	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、アライグマ、イタチ及びテンの侵入防止柵について、町民からの要望に応じ、設置を検討する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン	防止柵の破損箇所確認や侵入痕の確認について、周知するとともに、定期的な巡回を行う。	防止柵の破損箇所確認や侵入痕の確認について、周知するとともに、定期的な巡回を行う。	防止柵の破損箇所確認や侵入痕の確認について、周知するとともに、定期的な巡回を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R7年度	カラス類 ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン カワウ	広報・パンフレット配布により捕獲の担い手育成や自主防衛の意識の啓発を図る。また、廃棄野菜・誘引物の撤去指導などを行い、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりも推進する。
R8年度	カラス類 ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン カワウ	広報・パンフレット配布により捕獲の担い手育成や自主防衛の意識の啓発を図る。また、廃棄野菜・誘引物の撤去指導などを行い、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりも推進する。
R9年度	カラス類 ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ イタチ テン カワウ	広報・パンフレット配布により捕獲の担い手育成や自主防衛の意識の啓発を図る。また、廃棄野菜・誘引物の撤去指導などを行い、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりも推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する

知識の普及等について記入する。

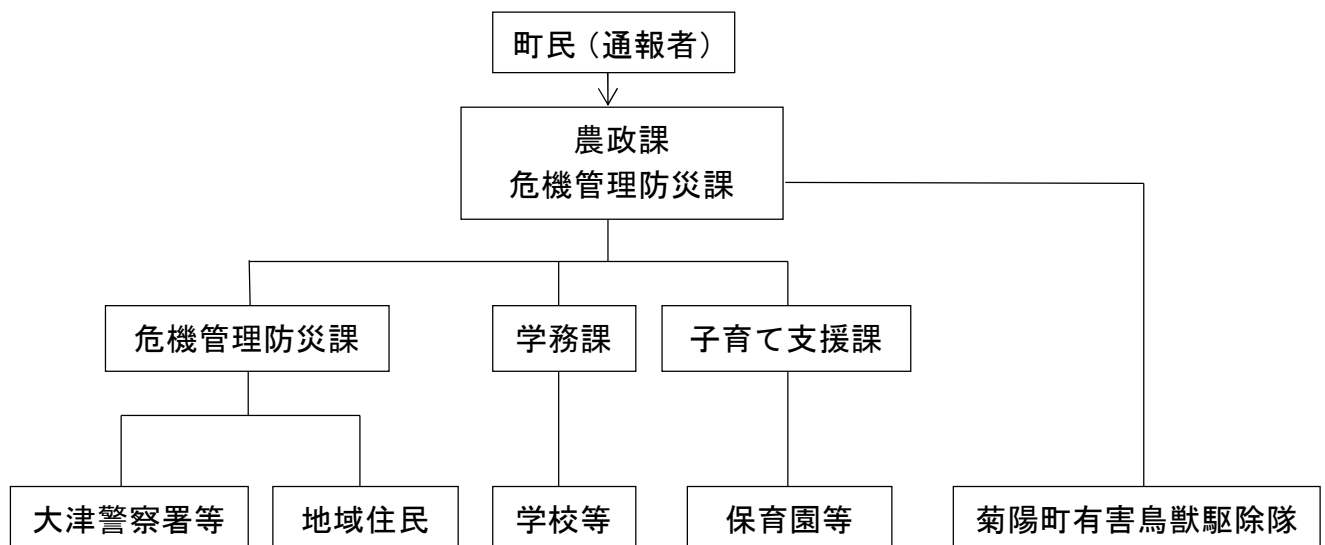
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
菊陽町危機管理防災課	大津警察署等への連絡、防災無線にて各地区へ周知及び各区長へ情報提供、状況に応じて現場確認及び情報収集
菊陽町学務課	小中学校へ周知
菊陽町子育て支援課	各保育園・各幼稚園へ周知
菊陽町農政課	状況に応じて現場確認及び情報収集
大津警察署及び各派出所	パトロール等
菊陽町有害鳥獣駆除隊 熊本県猟友会大津支部 (認定鳥獣捕獲等事業者)	状況に応じ、対応を協議 ※認定鳥獣捕獲等事業者は活用時のみ

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、駆除隊等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、イノシシに関しては、隊員に希望者が居れば自家消費する。希望者不在、その他の鳥獣に関しては埋設処理及び焼却施設へ直接持ち込み焼却処理等適切な処理をする

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

関係機関等の名称	役割
菊陽町有害鳥獣駆除隊 熊本県猟友会大津支部	有害鳥獣捕獲の実施（銃器・罟）
熊本県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供、 その他必要な助言・指導を行う
菊陽町農政課	事務局として各機関の連絡調整を行う

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県北広域本部	アドバイザーとして有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供、その他必要な助言・指導を行う
菊池地域農業協同組合	有害鳥獣関連の被害場所と規模に関する情報提供、啓発及び協力
熊本県農業共済組合菊池支所	有害鳥獣関連の被害場所と規模に関する情報提供、啓発及び協力
菊池森林組合	山林所有者の植栽等の被害情報提供及び協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名称	構成員	巡視範囲
菊陽町有害鳥獣駆除隊	7名	菊陽町全域
熊本県猟友会大津支部	3名	白水地区

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各集落に適した管理方法を関係機関の指導・助言を受けながら地域住民と検討し、住民自ら実施していけるように町が支援して進めていく。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村・他協議会との情報交換を図りながら連携をとる

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。